

# 江陵張家山二四七号墓出土竹簡——とくに「二年律令」に関する——

畠 谷 至

はじめに

湖北省江陵県の荊州城の西2kmの地点の張家山一帯には、東周時代から秦漢時代にいたる一群の墓が点在しており、一九八〇年後半の二度に分けての発掘調査から、注目すべき内容と分量の竹簡が出土した。

一度は、一九八三年から一九八四年にかけて、二四七号墓・二四

九号墓・二五八号墓の三基の墓から漢律、奏讞書、蓋廬、引書、脈書、算數書、二四九号墓からは日書・曆書・遣策が、また二五八号墓からは曆書がそれぞれ出土した。<sup>(1)</sup>

二度目は、一九八五年から一九八八年にかけて、三三七号墓・三三六号墓から出土したもので、三三七号墓からは日書300余枚、三三六号墓からは、功令（一八四枚）、病書（九三枚）、「盜跖」（四四枚）、曆譜（七〇枚）、漢律十五種（三七二枚）、遣策（五六枚）、内容不明簡（一〇枚）が見つかった。（『文物』一九九一）<sup>(2)</sup>

竹簡は、二箇所に置かれており、一所は頭部の箱の中、樽の西側

二四七号墓出土簡についていえば、二〇〇一年に上にあげた八種類の竹簡の図版・釈文が発表されたが、三三七号墓・三三六号墓出土簡は、「文物」にその一部が発表されただけで、大半は未発表である。

本稿では、二四七号墓出土の簡、とりわけ「二年律令」と称されている500余枚の竹簡に関して、出土情況、簡の内容、現時点での問題点、さらに今後、この竹簡を資料にして研究を進めていく上で、留意しておかねばならない事柄を取り上げよう。<sup>(3)</sup>

## 第一章 出土情況

二四七号墓は、長さ三・四五m×幅一・五八m×深さ一・二mの堅穴式土坑墓で、椁と棺を備え、椁の大きさは、三・二九m×一・四〇m×一・一五m、棺は一・九〇m×〇・六〇m×〇・六六mである。

の板に接した底の部に、もう一所は、椁の南側の底部に、竹製の箱の中に入れられていた。竹笥に入れられていたのは、（1）暦書

（2）漢律（3）奏讞書（4）脈書（5）算數書（6）蓋廬（7）

引書の七種であり、これとは別に、椁室西側に置かれていたのは、遣策であつた。二箇所とも、椁内に流入してきた泥土と他の副葬品に押しつぶされて竹簡は破損されていた。竹笥の蓋はすでに無い。七種の竹簡は、その堆積の状況からみて、それぞれ別個に編綴されて、（1）から（7）の順に下に向かって積み重ねられており、上部に位置する簡の方が破損がひどい。

二四七号墓の出土竹簡の図版と釈文、および発掘報告は、『張家山漢墓竹簡』（二四七号墓）（二〇〇一 中華書局）で発表された。

そこには、付録として「竹簡整理号対照表」とともに、「竹簡出土位置示意図」が掲載されている。これは、出土時点での竹簡の配置を図示したものである（図1～図3）。こういった類の図は、張家山竹簡に先立ち、『雲夢睡虎地竹簡』（一九八一 文物出版社）において、発見された睡虎地秦簡のうち、「編年記」と称される五三簡の出土状況を示した示意図があり、また、一九八九年に出土した雲夢龍崗秦簡についての報告書である中国文物研究所・湖北省文物研究所編『龍崗秦簡』（二〇〇一 中華書局）にも同じような出土時点での簡の配置図が掲載されている。この示意図に関しては以下の章、特に二年律令について詳述する時に、改めて言及することにしたい。

ここで、七種の竹簡の詳細を表にして示しておこう。

竹簡名称	長さ(cm)	枚数	表題等
（1）暦譜	二三二	一八	表題なし
（2）二年律令	三一	五二六	先頭簡背面に「二年律令」。別に、「律令二十□種」なる簡あり。
（3）奏讞書	一八・六～三〇・一	二三八	最終簡背面に「奏讞書」とあり。
（4）脈書	三四・四～三四・六	六六	先頭簡の背面に「脈書」とあり。
（5）算數書	一九・六～三〇・二	一九〇	「相乘」章の背面に「算數書」とあり。
（6）蓋廬	三〇～三〇・五	五五	最終簡の背面に「蓋廬」とあり。
（7）引書	三〇～三〇・五	一二二	先頭簡の背面に「引書」とあり。

表にあげた七種類の竹簡は、別の所、つまり椁の西側に置かれていた四一枚の遣策に、「**匱囊**」書一笥（簡番号三四）と記された副葬品に相当するに相違ない。

そしてここで、我々は次のことも念頭に置いておかねばならないだろう。何故、「書一笥」の竹簡と遣策簡は異なる場所に置かれていたのだろうか。なぜ遣策の四一本は、「一笥」の中に含まれない

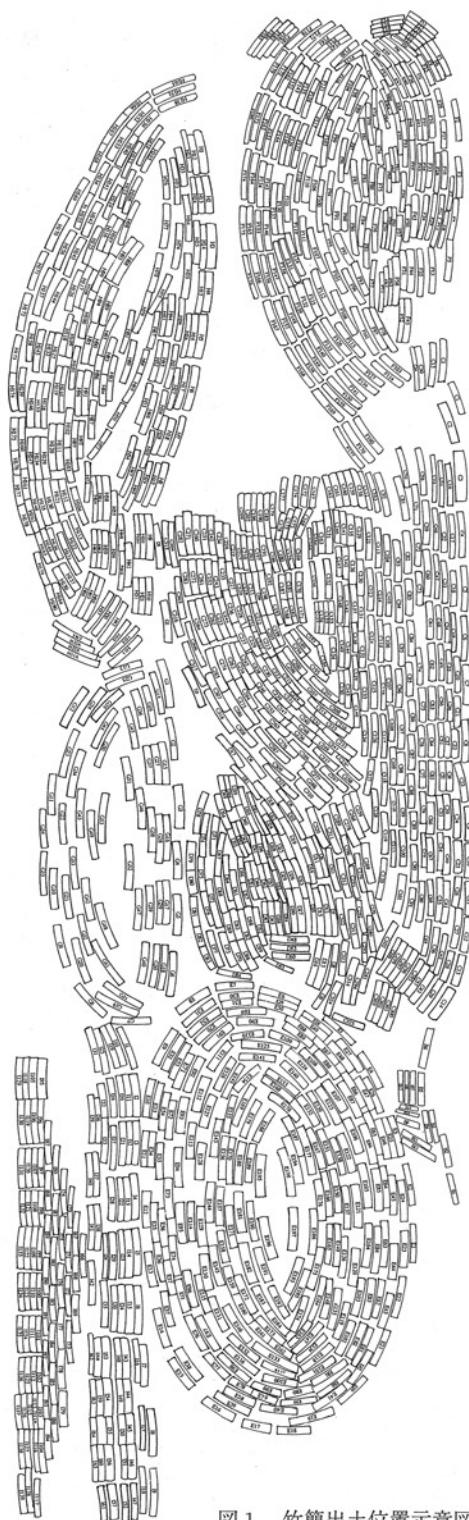


図1 竹簡出土位置示意図

かったのか。それは、笥の中に納められた竹簡と、遣策の竹簡はその用途、役割を異にするといった理由からなのか。

## 第二章 「二年律令」の復元と内容

ここでは、二四七号墓から出土した所謂「二年律令」について論述する。

五二六本からなるこの竹簡は、漢代初期の律と令の条文であり、

賊律・盜律・具律・告律・捕律・亡律・収律・襍律・錢律・置吏律・均輸律・伝食律・田律・□市律・行書律・復律・賜律・戸律・效律・傅律・置後律・爵律・興律・徭律・金布律・秩律・史律の二七種の律と、津閔令と称する令からなる。それら二八種の律・令の名を記した簡、例えば「■盜律」などと書した単独簡がそれぞれ出土しており、また別に、「律令二十□種」(簡番号五一六。以下、竹簡に付した簡番号は、「張家山漢墓竹簡「二四七」号墓」(中華書局 二〇〇二)が有する番号である)といった簡も見つかっている。

律令の名が記された簡は、単独簡であること、しかもその頭には

「■」の印が記されているのは、これらの簡は律令の名称を記した標題簡であることを示しているに他ならない。

「律令二十□種」と記された第五二六簡は、「二十」の下が不鮮明であり、慎重に言えれば本来存在していた一本の標題簡が失われているとすれば、「律令二十九種」となる可能性を排除できないが、以下の行論では、確認できた標題簡が二十八種類であることから、「律令二十八種」として論を進めることにしたい。

さて、その二十八種類の律令は、綴じ紐が切れて散乱した状態で出土した。張家山「四七号墓竹簡整理小組（以下「整理小組」と略称）は、出土の位置と内容をもとにこのバラバラの五二六本を賊律から史律の二七種の律と津閼令に分配、配列した。『張家山漢墓竹簡「二四七」号墓』の「二年律令」に掲載された釈文と注釈は、その成果に他ならない。

釈読一つをとつてみても、それは誠に骨の折れる作業であり、しかも出土の簡は保存状態が極めて悪く、水につかって湾曲していたものも少なくなかつたと聞いている。その条件で、五一六本の簡全てに整合性をもたせて、元の冊書に復原した整理小組の労に対しても、惜しみない敬意と賛辞を与えるべきであり、瑕瑾をとりあげて批判することは、控えるべきであろう。しかしながら、今後の研究の進展のために、留意しておかねばならない事を以下に述べておき

たい。

#### （1）示意図について

竹笥の中の竹簡群は、A～Iの九つのグループに分けられて、さらにアルファベットの下に出土番号がふられた。Aは、空白木牘、B：曆譜、CとF：二年律令、D：脈書、E：奏讞書、G：蓋廬、H：算數書、I：引書であり、A・C・F以外は編綴されていたそれぞれの単位に相応じている。示意図から想像するに、まとまつて収納されていた五二六本の簡が、おしつぶされてバラバラになり、さらに分断された状態で出土したのだろう。図2がC群、図3がF群部分の示意図を拡大したものである。出土番号と簡番号の対照表を参考にして、示意図の上で各簡の位置を検討することで簡の接続、全体の構成が判明することから、この図は大変有意義なものである。しかし、そこに若干の不可解さ、疑念が生じ、それが混乱を来したことも否定できない。例をいくつか挙げてみよう。

i 示意図は、スケールが入っていない。従つて、全体がどれくらいの大きさをもつた塊であるのか、わからない。

ii 図示されている簡は、横に切った断面つまり木口が描かれていると想定されるが、それは上から見たものなのか、それとも下からの配置なのか説明がない。C・F群の二年律令は、最終巻から先頭簡に向かつて収巻されていたと考えられ、出土号のC1、C2、C3は左から右に並んでいること（先頭

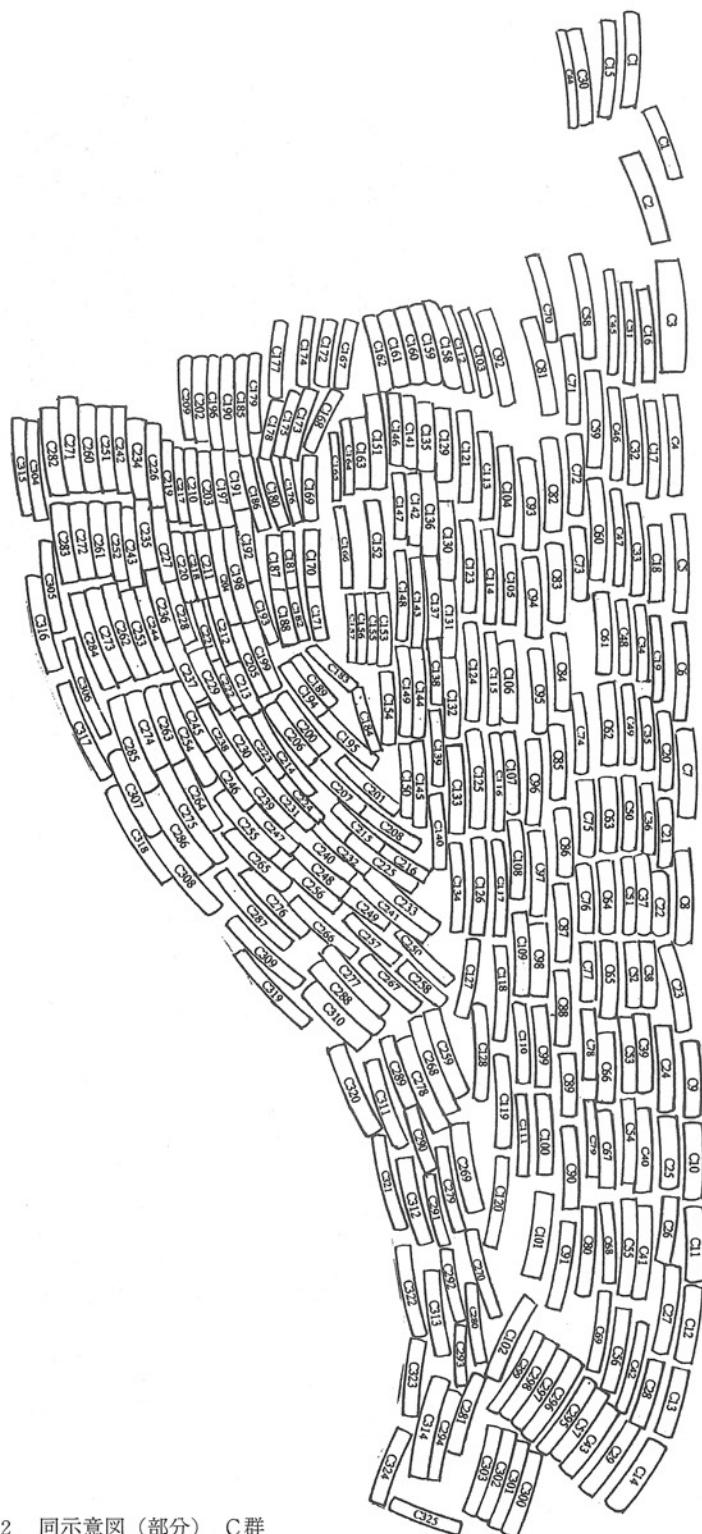


図2 同示意図(部分) C群

簡の背面に標題が書かれている)、津闕令なる令は律に続くものであり、津闕令の各簡が示意図ではおむね右回りに令の条文が並んで出土していること、などを勘案すればこの図は天地が逆でない限り下から見た図とせねばならない。

大川俊隆「『算数書』研究会訪中報告記」には、発掘責任者である彭浩氏の「張家山漢簡（算数書）の整理作業の要点に関する説明」（八六一八七頁）が翻訳され、示意図について

——大量的泥土の長期にわたる圧迫によつて、これらの竹簡はすでに薄くなり、かつ互いに強く密着していた。外側から見て、この竹簡の堆積は幾つかの小群の竹簡より成つてゐるのが大体見て取れた。資料の初期状況を保存するために、また今後の研究に根拠を提供するために、我々は竹簡の堆積の頭端（あるいは末端）の正投影図（竹簡位置図とも称する）を比

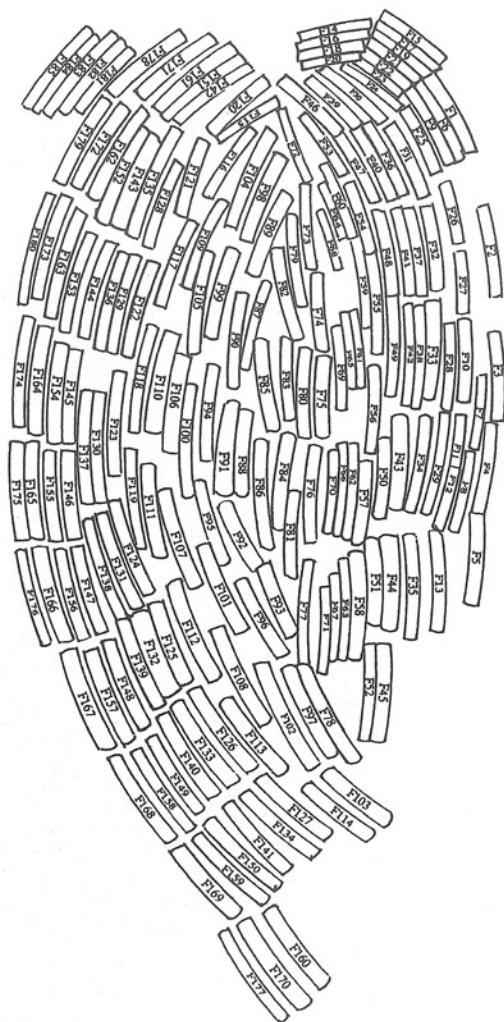


図3 同示意图(部分) F群

例に基づいて描き、各々の竹簡の位置および相対的位置を明確にした。

言うところの「頭端」とは、頭部（上部）の木口という意味だろう。「比例に基づき描く」とは、どういう意味なのか

今ひとつ理解できない。そもそも出土時には、簡は逆になつたものも少なからず含まれており、上部、下部というようには、区別できる状態ではなかつたのだろうか？

平面図であることから、これは致し方ないことだが、立体的な出土の配置がわからない。つまり簡が上下に重なり、交叉していた状態がつかめないのである。平面図では、離れて描かれているが、立体的にみれば、隣接していたとも考えられるからである。

出土対照表に誤りがあり、一つの出土号が複数の簡に記されている。例を挙げればC1は二つある。また出土号に付けられているA、Bはどういう意味なのか不明である。

出土番号を持たない簡がある。その一つが、簡番号五一六簡

「律令二十□種」である。この簡は五二六本の律令の性格、律令全体が何と呼ばれていたのかを決めるうえで極めて重要な簡である。かりにこれが先頭に位置していたとすれば、五〇〇余本の冊書の表題とも考えられ、またこれが最後に置かれていたならば、先頭に置かれていた「二年律令」という表

題とどう関係づけるのかが問題になる。  
以上は、示意図をめぐる問題である。次に問題となるのは簡の配列にかんすることである。

#### （2）簡の配列について

整理小組は、出土状況と簡文の内容から五一六本を賊律から史律におよぶ二七の律と津閥令に分類・配列している。繰り返しになるが、それは誠にもつて骨の折れる作業であり、たとえそれが断簡であれ、どこかに配置せねばならない以上、無理をおさねばならないことは、已むを得ないことと言わねばならない。ただ、一旦そうして配列されてしまうと、整理小組の仮説が確定してしまい、確定した不動の法規としてそれに基づき各種の考証が加えられることになり、誠に危ういことだと言わねばならない。

配列の問題は、おおむね【I】簡と簡の繋がり、【II】断簡の処理、【III】律令のどこに所属するのかの三点に分けられる。それぞれの場合に関して例を示そう。

#### 【I】簡と簡の接続

例① 簡番号一〇二（出土番号C40） + 一〇三（F10）

縣道官守丞母得斷獄及讞。相國、御史及二千石官所置守、假吏、若丞缺、令一尉爲守丞、皆得斷獄、讞獄、  
一〇二  
皆令監臨卑官、而勿令坐官。

一〇三  
事當治論者、其令、長、丞或行鄉官視它事、不存、及病、而非

出縣道界也、及諸都官令、長、丞行離官有它事、一〇四  
具律の条文。一〇二簡の最後の二字「讞獄」について、「讞」と  
「獄」の間には、「▽」の印が付されている。この印は、何らかの  
事由で文章がそこで一旦切れる事を示す表示と考えられる。条文  
のはじめに「母得斷獄及讞」（断獄及び讞を得るなれ）とあり、「皆  
得斷獄、讞」（皆な断獄、讞を得る）はそれと対置する文言である。  
したがって、この条文は獄の間で断句せねばならない。とすれば、  
「獄皆令監臨卑官……」という文章となり、意味が通らない。むし  
ろ次の一〇四簡が一〇二簡に統き、「獄事當治論者」（獄事の当に治  
論すべきは、……）と見た方が合理的に解釈できる。しかも一〇四簡  
はC42の出土番号であり、一〇二簡と隣接して出土している。

例② 簡番号二六九（F179）一二七〇（C193）

發致及有傳送、若諸有期會而失期、乏事、罰金二兩。非乏事也、  
及書已具、留弗行、行書而留過旬、皆  
盈一日罰金二兩。 二六九  
二七〇  
この二簡も出土場所が離れているとともに、いま仮に二簡二六九  
と二七〇が連続したものとすれば、  
(A) 期日に遅れたことによつて公務に支障をきたしたとき→罰金  
二兩  
(B) 公務に支障を来さなかつた、および十日以上留め置いた時→  
罰金二兩

公務に支障を来す（A）と、そうではない（B）とが同じ量刑と  
なり矛盾する。および「過旬／皆盈一日」つまり「旬をすぎるこ  
と、一日を満たす」という条文内容は、理解しがたく、したがつて  
二六九簡と二七〇簡は接続しないと考えるべきだろう。  
なお、簡と簡との接続で最も頭を悩ますのが津闕令の配列であり  
すでに整理小組とは全く異なる配列を提示した論文も発表されてい  
る<sup>(5)</sup>。

## 【II】断簡の処理

完全な簡で内容からそれが連続したものか、そうでないのかを判  
断できるものとは異なり、わずかしか文字が残っていない簡をどの  
律に組み入れ、どの条文に接続させるかは、誠にもつて難しい作業  
である。

例③ 簡番号四四（F186B、F1B）十四五（C270）

母妻子者、棄市。其悍主而謁殺之、亦棄市、謁斬若刑、爲斬、  
刑之。其妻詆置主、主父母妻 四四（F186B、F1B）  
□□□□者、以賊論之 四五（C270）  
整理小組は、四四簡と四五簡を賊律の一条として配列している。  
四五簡の「論之」以下は、破損しておらず、余白となつているこ  
とから、この簡がある条文の末尾であることは確かである。また  
「者」より上部は、五字から三字書かれていたと想定されるが、破  
損している。

果たして四五簡が四四簡に繋がるのか、四四簡はF群から出土しており（なぜここでF<sup>186</sup>とF<sup>1</sup>の二つの出土番号を有するのか、またBとは何を意味するのかはつきりとした説明はない）、C<sup>270</sup>の出土番号を付けられている四四簡とは、離れており、また内容の面でもわずか五字を残す四五簡との関係は決め手に欠ける。「以賊論之」は「賊として之を論断する」という論断の基準を示す常套句なのだが、いま四四簡に繋げて一連のものとすれば、「其夷詬置主、主父母妻」が「賊」と確定してしまう。四四、四五は一応切り離しておく方が無難であろう。

例④ 簡番号一六四

城旦春亡、黥、復城旦春。鬼薪白粲也、皆笞百。 一六四

整理小組は一本の簡として釈読を施しているが、図版をみれば、「鬼薪」と「白粲」の間で簡が切斷している。一本の頭部と底部は破損してはいないが、全体の長さからみて断片二本を繋いでも短すぎ、二本を繋いで一本とすることには無理がある。

内容の上で見れば、城旦春の逃亡罪は黥刑を施し、城旦の服役に復する。鬼薪白粲の場合は、笞百となると、次に挙げる九一簡、一二〇簡などの規定と照らして、「笞百」の量刑は軽すぎる。

爲城旦春。城旦春有罪耐以上、黥之。其有贖罪以下、及老小不當刑、刑盡者、皆笞百。城旦刑盡而盜臧百一十錢以上、若賊傷人及殺人、而先

鬼薪白粲有耐罪到完城旦春罪、黥以爲城旦春、其有贖罪以下、笞百。 一二〇

【III】律令各編の所属

例⑤ 簡番号三八簡 (F<sup>137</sup>)

賊殺傷父母、牧殺父母、歐置父母、父母告子不孝、其妻子爲收者、皆錮、令母得以爵償、免除及贍。 三八

三八簡は、賊律として分類されている。冒頭の「賊殺傷父母」を根拠にしたからであろうが、「其妻子爲收者」に着目すれば、これを收律に分類してもおかしくはない。出土番号は、F<sup>137</sup>でF群に属し、収律のいくつかの簡、たとえば一八〇 (F<sup>148</sup>)、一八一 (F<sup>143</sup>)、一七八 (F<sup>146</sup>) は三八簡に隣接して出土している。

例⑥ 簡番号一六九 (F<sup>179</sup>) +一七〇 (C<sup>193</sup>)

二六九簡と一七〇簡が接続すると考えることは、無理があるとすでに述べたが、二六九簡が果たして行書律の条文なのか、出土位置F<sup>179</sup>からすれば疑問が残る。伝食律もしくは徭律の可能性もある。<sup>(6)</sup> なべて、各簡がどの律に属するのかを決定するには、表題簡を含めて連続した出土位置をもつて出土し、各簡が内容の面で合理的な連続性を有する、この二つの条件を満たさない場合には、決め手に欠けると言わねばならない。例⑤にも示したように、「賊」や「盜」という語が簡文に確認されるからと言つて、それが「賊律」「盜律」の一条であるとは、毫も言えないことは強調しておきたい。

## 第三章 「二年律令」の性格

### I 「二年律令」という名称に関する

五二七本からなる律令が「二年律令」との呼称をもつてゐるのは、すでに述べたように、先頭簡（簡番号一）の裏面に「二年律令」という表題と思しきものが記されてゐたからに他ならない。表題の表記に関する、二四七号墓の竹笥の中に納められていた七種類の冊書全体に注目すれば、236頁の表に示したように、表題が先頭簡の背面と最終簡の背面に記された冊書に分けられる。<sup>(2)</sup>

同じ背面でも先頭簡と最終簡とではどの様な相異がそこにあるのか、かつて私はそこに同じ冊書であつてもファイルと書物の違ひがあると言つたが、二四七号墓出土の七種類の冊書に関する、一応はその違ひが認められると考へてゐる。すなわち脈書、引書といつたものは、養生・導引に関する書物であり、奏讞書、蓋廬はそれとは異なる司法案件、軍事関係の問答の集積である。また算数書も私見では官吏が租税等の行政業務を行なう上でのマニュアル参考書に過ぎず、書籍の範疇に入らないものであつたと考へてゐる。

問題の「二年律令」だが、これは後述するように、律令の抜粹であり、冊書にしたものであつた。それ故、そこに「二年律令」といつた仮の表題がつけられたのではないかと考へられる。ただ、それ

が法典の名称であったのかといえば、そうではなかろう。「某年律令」といった法典が漢代の普遍的な法典名称として存在していたのかに關して極めて懷疑的であり、このような名称が正式な法律の名称であるのかといわれば、否定的にならざるをえない。それは、以下に詳述するところがら、つまり「二年律令」という名称の意味、この一連の法規が漢の律と令のなかでどう位置づけされるのかを考える中で、一層はつきりとするであろう。また別に「律令二十二種」（五二六）という表題と「二年律令」という題がどう関係するのかという問題がある。五二六簡がどこに配列していたのか、不明であることから明確な解答を用意できないのだが、表題とおぼしき一種の名称が存在することは、少なくとも「二年律令」が普遍的な法律もしくは法典の名ではなかつたことを暗に示してゐるのではないだろうか。

「二年律令」という表題の名称の意味するところは何か。まずその「二年」とは何かということから述べよう。

「二年」の意味につき、大方の説は呂后二年（前一八六）と見てゐる。それは、簡八五簡に、次のような具律の一条に基づく。

呂宣王内孫、外孫、内耳孫玄孫、諸侯王子、内孫耳孫、徹侯子、内孫有罪、如上造、上造妻以上。  
八五

ここに見える「呂宣王」とは、高祖四年（前一〇三）に死亡した呂后の父臨泗侯呂公を呂后元年（前一八七）に追尊して与えた称号

である（『漢書』外戚恩澤表、外戚列伝）。したがって、具律のこの条文は呂后元年以降のものと考えられ、一年とは呂后の二年（前一八六）ということになる。このほかに、二四七号墓出土の暦譜が高祖五年（前一〇二）から呂后二年までが記されていることも呂后二年説の有力な証拠となっている。

「二年」を呂后二年とするに、少數ながら異論が提示されているが、私は、「二年律令」の「二年」は、呂后二年でいいのではないかと考えている。そこから次に、「二年律令」の意味するところは、

（1）呂后二年に発布もしくは施行された律令、（2）呂后二年段階に施行されていた律令、（3）呂后二年に書写された律令、のいずれかとすることになる。

出土の律の条文、たとえば秩律には高祖七年（前一〇〇年）の長

安遷都以前の都櫟陽がひきつづき都であるという前提で立法化された条（四四三簡）が含まれていること、<sup>(9)</sup> 雲夢睡虎地出土の秦律と類似・共通する法令が少なくないこと、呂后二年に大々的な律令編纂が行われたというようなことは、少なくとも文献史料からは検証できないこと、さらには、漢代においては、律令が公布・施行された年をもって「某々年律」という呼称はない、等のことから（1）の可能性は極めて少なく、選択肢から除去してもよいように思われる。次に（3）であるが、呂后二年に書写されたということは、換言すれば呂后二年にこれらの簡牘が副葬されたとの解釈もできよう。

先述したように、墓主に関する暦譜が呂后二年で終わっていることからすれば、「二年」とは副葬した年だと考えることは、十分可能性がある。そしてそれは間接的には（2）の二年段階で施行されたいた律令ということも意味しよう。呂宣王の条文が呂后元年もしくは二年に立法化された条文であることからすれば、呂后二年段階で施行されていた律令ということと齟齬はきたさない。ただ、命名者が、（2）（3）どちらの意味で「二年律令」と題したのかについては、残念ながら判断できない。

## II 二年律令の位置づけ

出土した五二六本の簡が、呂后二年段階で施行されていた律だとして、それらは、当時の漢の律令全体とどの様な関係にあるのだろうか。

第一に指摘せねばならないことは、「二年律令」五二六本は、呂后二年段階の律としても、あくまで当時施行されていた律の抜粋・抄録だということである。令に関するては、当時の令が津闕令だけであつたはずはないと、言うまでもないが、律もこれが全てであるとは、考えられない。漢高祖期に制定されたと言われている九章律に含まれる囚律と厩律は二年律令の標題簡には見あたらない。また漢初の律は秦律を踏襲していると考えられ、事実、雲夢睡虎地出土の秦律、雲夢龍岡出土の秦律と関連した条文が五二六本のなかに少なからず見られるのだが、睡虎地秦律の条文にあり、二年律令には

確認できないものも多数存在している。また、二年律令二七種の各律を構成する法規の数は、少ないものは一条（復律）しかなく、三

〇条以上に達する賊律などとの間に、数の多寡が開きすぎる。

以上のことから、「二年律令」五一六本は当時の漢律の中からの抄録であることは、間違いないだろう。

次にその抄録にかんして、指摘しておかねばならないことがある。

金布律に次のような四本の簡がある。C 160、C 167、C 166、F 73の

出土番号をもつもので、四本は、一応連続するものとみてよからう。

官爲作務、市及受租、質錢、皆爲鋏、封以令、丞印、而人與參辨券之、輒入錢鋏中、上中辨其廷。質者勿與券。租、質、戶賦、園池入錢

四二九

縣道官、勿敢擅用、三月壹上見金、錢數二千石官、二千石官上

丞相、御史。不幸流、或能產拯一人、購金二兩。拯死者、購一

兩。不智何人、廁廁而

四三〇

護之。流者可拯、同食、將吏及津嗇夫吏弗拯、罰金一兩。拯亡

船可用者、購金二兩。不盈七丈以下、丈購五十錢。有識者、予

而令

四三一

自購之。

【官が製造・交易する、および租・抵当錢を受ける際には、す

べて壺を用意し、令・丞の印をもつて封じ、人ごとに參辨券を与える。その度ごとに錢を壺に入れて、中辨をその廷に奉る。

抵当に入れたものには券を与えてはならない。祖・抵当・戸賦・園地の入錢は、（以上四二九簡）

県道官は勝手に使用してはならず、三ヶ月に一度現在の金・錢の数量を二千石官に上申し、二千石官は丞相・御史に上申する。不幸にして流されたとき、生存者一人を救出できたものには、賞金二両を与える。死者を引き上げれば賞金一両。誰かわからぬものは、埋葬して（以上四三〇簡）

□する。流されて引き上げることができたのに、同食・將吏および閔嗇夫・吏が引き上げなかつたら、罰金一両。破船で使用できるものを引き上げれば、賞金二両を与える。船が七丈に満たなかつたら、丈毎に五十錢の賞金を与え、所有者が識別できた場合には、与えて（以上四三一簡）

所有者に賞金を支払わせる（以上四三一簡）

金布律の条文で、官への入錢に関する規定である。壺（錢鋏）を用意して受領する度ごとにそこに入金するといったこの規定は、雲夢秦律には関市律にもあがつていて。

爲作務及官府市、受錢必輒入其錢鋏中、令市者見其入、不從令者貲一甲。

關市律 九七

秦律では関市律に、漢律では金布律とどうして分かれているのか、ここでは問わない。いま問題にしたいのは、四三〇簡途中から、つまり訳文に下線を施した部分から、内容が一変し、溺死者、破船な

どの処理をめぐつての報償・罰金などの規定が記されていることである。内容の変化は、四三〇簡の途中から生じており、別の条文を写し間違えた結果からこのような事が出来たに違いない。

また、四二九簡に「與參辨券之」という句があるが、この五字は解釈が困難で、整理小組は、「券之」は、「券書之」と「書」の一字が欠落していると見るが、雲夢秦律金布律には、この參辨券に関して、「人與參辨券」と二年律令と同じ句が見える。

縣、都官坐效、計以負償者、已論、嗇夫即以其直錢分負其官長及冗吏、而人與參辨券、以效少內、少內以收責之。其入屬者、亦官與辨券、入之。其債母敢逾歲、逾歲而弗入及不如令者、皆以律論之。

金布律 律八〇～律八一  
雲夢秦律との整合性を勘案すれば、「與參辨券之」の「之」は衍字か、もしくは意味のない置き字、止めの字と見る方がよいかも知れない。

以上の事は、つまり漢の律を抄録する際に起こった誤り、混乱の典型的な例といえるのだが、この他にも五一六簡の中には、写し間違い、欠文が生じているのではないかと疑わしき箇所がいくつか挙げられる。少なくともいえることは、出土の律令は、漢律の原本ではあり得ず、また漢律を正確に書写する事を第一義としていたのではないという感想を抱かせる。それは、また各律の採録条文数の不釣り合いにも関係するのではないだろうか。

なお、竹簡の書写に関してひとつ追記しておく。

「二年律令」五一六簡は、一人の書写によるものではなく、その筆写は複数の手による。さらに一つの簡の書写に関してもそこに複数の書写が認められる。また、これは別筆かどうか決め手に欠けるが、たとえば、七四簡には、二水に従う「盜」と「水」に従う「盜」の二種類の「盜」が記されている。この違いが何を意味するのか、わからないが、興味深いこととしてここに追記しておきたい。

## 終 章

五一六本からなる二年律令、それは漢初、呂后時代に施行されたと考えられる律と令の同時代資料であり、すでに散逸してしまった漢代の法規の出現ということで、誠に貴重な簡牘であり、今後漢代史研究は、法制、制度史分野はもちろんのこと、漢代史全般にわたって躍進を約束するものといって過言ではない。

ただ、拙論で紹介したように、出土の律令は、当時の律と令の全てではない。あくまで抄録であり、しかもその抄録には書写の誤り、混乱も生じている。また採録された条文も二七種の律のなかで数は一定していない。つまり一四七号墓に副葬された五一六本の律令は、どういった基準で抄録されたのか、また竹簡の書き手が漢律の条文を守るべき準則である法律との認識のもと、竹簡に筆写したのか、

この疑問に關してはつきりとした解答が出てこないのである。「二年律令」は、なにか明確な方向性があつて関係した法律の条文を集め埋葬したものなのだろうか。私には、律の選択はあくまで任意であり、書き手は、法律を専門とし、それを日常に利用していた者ではないと思えてならない。

これは、つまるところ、何故、「二年律令」五二六本を竹笥の中にいれて、副葬したのかという問題につながつていく。律令をなぜ誰も見ない、また利用しない墓の中に埋葬したのか、律令副葬の目的を考えねばならないのである。

副葬品として墓の中に入れられていた法律は、「二年律令」に先立ち、一九七五年出土の雲夢睡虎地秦律、また一九八九年に出土した雲夢龍岡秦律があつた。雲夢睡虎地秦律が発見されたとき、何故大量の秦律を遺体とともに棺の中に納めたのかについて、大方の見方は、墓主が司法関係の書記であり、生前利用した律を死後の世界でも使うためだ、もしくは死者が生前使つていた記念に副葬したと言ふ説明であつた。

私は、それに関して最近、複数の機会を利用して私見を提示して、墓主の生前の生活、役職と法律の副葬は無関係であることを主張して<sup>(10)</sup>きた。律令は鎮墓、辟邪の目的で副葬されたのであり、法律に關していえば、現世において悪しき行為の威嚇としての効果をもつ律や令が、黄泉の世界での邪氣・悪靈に対する威嚇に転用したもの、

つまり魔除け、辟邪の目的が副葬品としての法律であつたと。

この考えは、現在でも変わらない。そう考えてこそ、「二年律令」の条文に一貫性が無く、意に任せた選択であり、また書写に混乱が見られることに對して理解できるのではないだろうか。

辟邪はひとり律令ばかりではない。書籍の副葬は、これまで多種にわたるものが出土してきた。兵法書、医書、経書さらには、王杖授与に関する文書など、内容は多岐にわたり、事実一四七墓からも「二年律令」の他に、引書、脈書、さらには算数書が副葬されていだ。引書などの医薬・養生関係の書がもつ辟邪の効力は理解できるとして、算数書がもつ鎮墓の役割に関して、私自身明確な解答を出せず、今後の課題として残しておこうが、副葬品のリストである遺策を除く副葬品としての書物、記録は、やはり鎮墓の役割を期待されてものではないのだろうか。

書物になにか宗教的呪術力が備わつておらず、邪氣払いの力が属性として備わつておらず、これは儒教の教典のひとつ「孝經」がそうである、また道家の書「老子」がそうであつた。<sup>(11)</sup>六朝時代の文献史料からは、「孝經」が副葬されたという記事を少なからず挙げることができる。また「老子」にかんしては、近年長沙馬王堆漢墓から帛書「老子」が出現したこと、記憶に新しい。「老子」や「孝經」にそなわる宗教的呪術力は鎮墓の役割を果たしたのである。さらに一步進んで、学・知がもつ尊嚴性が邪惡を遠ざけ、その侵入を抑止す

ると見なされていたとは言えないだろうか。

後漢末、黃巾の乱の中、大儒鄭玄は黃巾の賊數万と出くわすが、賊は鄭玄に拜礼して、県内には侵入しないと約したこと（『後漢書』鄭玄伝）、おなじく黃巾の賊は儒者孫期の里を通過したが、孫先生の居所には危害を加えないことを約束した（『後漢書』儒林伝）、王莽の末年の赤眉の賊に捕まつた包咸は、朝夕經書を朗讀していて、賊は彼を釈放した（『後漢書』儒林伝）、これらは、学・知があたえる恐怖を物語るものであり、その学・知の表象である書物の副葬も、書物がもつ尊厳と恐怖により冥界における賊（惡靈）を払う意図を込めたものではないだろうか。

## 注

- (1) 荆州地区博物館「江陵張家山三座漢墓出土大批竹簡」（『文物』一九八五一一）
- (2) 張家山漢墓竹簡整理小組「江陵張家山漢簡概述」（『文物』一九八五—）
- (3) 澄浩「湖北江陵出土前漢簡牘概說」（大庭脩編輯「漢簡研究の現状と展望」一九九三、関西大学出版会）
- (4) 李學勤「江陵張家山二四七号漢律竹簡について」（同右）
- (5) 荆州地区博物館「江陵張家山兩座漢墓出土大批竹簡」（『文物』一九九二一九）
- (6) 澄浩「湖北江陵出土前漢簡牘概說」（同前）
- (7) 国時代出土文字資料の研究」（班長、富谷至）で共同研究をすすめ、その成果は、「江陵張家山漢墓出土「二年律令」訳注稿 その（二）」

（『東方學報』京都 七六、一〇〇四）、「江陵張家山漢墓出土「二年律令」訳注稿 その（二）」（『東方學報』京都 七七、一〇〇五）において順次発表してきた。拙論は、この共同研究の成果をふまえたものであり、また律令各条文のより詳細な解釈等は、『東方學報』に發表した二編の訳注稿を参照されたい。

また、「訳注稿 その（一）」には、宮宅潔「張家山漢簡『二年律令』解題」を付している。

- (8) 「算數書」という表題は簡番号六の裏面に書かれている。これは、最初の項目である「相乘」の第六簡の裏面であり、「相乘」は六本の簡からなる。「相乘」の章は、算數書の最後に位置するべきかもしれない。ただ、示意図をみれば、出土位置H9は、冊書の最後とはなっていない。まず「相乘」の六簡が書かれ、六簡の背面に題を記した後、何らかの事情で、以後の簡が書き足されたのだろうか。
- (9) 森谷一樹「張家山漢簡・秩律初探」（『洛北史學』六号、一〇〇四）三五頁—三六頁、参照
- (10) 「訳注 中國歷代刑法志（補）」解説、「韓非子」不信と打算の現実主義」（中公新書、一〇〇三）
- (11) 吉川忠夫「六朝時代における『孝經』の受容」（『六朝精神史研究』同朋舎、一九八四）参照